

# 本 部 表 彰 規 程 等

- ・本部表彰規程 平成12年04月01日施行
- ・本部表彰基準 平成09年07月01日改正
- ・本部表彰規程 平成29年04月01日改正 (最新)

表彰の種類	表彰の種別	表彰規程の概要	表彰の基準	取り扱い要領(支部)										
安全栄誉賞	個人	建設業における労働安全衛生の推進向上に尽くし、その業績が極めて、顕著で他の模範と認められる個人に対する表彰とする。	①企業又は、団体において永年にわたり労働安全衛生の推進業務に従事し、顕著な貢献をした者 ②原則として会長表彰功労賞等を受賞した者	(対象者は、本部が選定する)										
優良賞	会社	優良賞は、労働災害防止に優秀な成績を収め、わが国の建設業における安全衛生水準の向上に著しく貢献した会社、工事現場及び団体に対する表彰とする	①安全衛生管理組織が合理的に整備され、有効に運営されていること ②労使が安全衛生活動に積極的に協力していること ③表彰する4月1日の直前1年間の営業年における完成工事高が100億円未満であって無災害(休業4日以上)であること	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">期間完成工事高</td> <td style="text-align: center;">無災害期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～5億円未満</td> <td style="text-align: center;">5年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5～10億円未満</td> <td style="text-align: center;">4年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10～50億円</td> <td style="text-align: center;">3年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50～100億円</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> </table> <p>①年間完成工事高の多いものから優先する。ただし、専門工事業者及び分会への配分も十分考慮するものとする。 ②元請及びその協力会社である専門工事業者を同時に推薦しないものとする。 ③過去5年以内に<b>本部・支部</b>の優良賞を受賞した会社は、<u>推薦しないものとする。</u> ④会員会社であって会費を納入しているものに限るものとする。</p>	期間完成工事高	無災害期間	～5億円未満	5年	5～10億円未満	4年	10～50億円	3年	50～100億円	2年
	期間完成工事高		無災害期間											
	～5億円未満		5年											
5～10億円未満	4年													
10～50億円	3年													
50～100億円	2年													
工事現場	①安全衛生管理組織が合理的に整備、有効に運営されていること。 ②労使が安全衛生活動に積極的に協力していること。 ③10億円以上(注:現在、7億円以上でも可)で全工期無災害	①労災保険料の額と延労働時間数の積の高いものから優先するものとする。 ②推薦は1社1件とする。ただし、共同企業体については独立した企業とみなし、スポンサー会社が同一の場合は構成会社が異なっても同一会社として取り扱うものとする。 ③前年に、本部表彰を受けた企業は推薦を差し控えるものとする。なお、推薦枠との関連で前前年以前に本部表彰を受けたものについても推薦を差し控える場合がある。 ④会員会社であって会費を納入しているものに限るものとする。 ⑤ <b>会員会社の県外工事については、県内工事を優先させた後に推薦の対象とする。</b>												
団体	①団体における組織が確立され、相当の恒常性を有している事 ②団体において、労働災害防止計画が具体的に樹立され実施状況が特に良好 ③団体に加入している事業場において、過去3ヵ年死亡、重大災害無し	①労働災害防止活動に積極的に協力する団体に限るものとする。 ②支部表彰を受けた団体の推薦を優先するものとする。 ③過去において優良賞を受賞した団体は、 <u>推薦しないものとする。</u> ④特定の建設業者に属する安全衛生協力会等の団体にあっては、当該建設業者の施工する工事現場において、当該団体への加入の有無に拘わらず下請事業場に、過去3年間に死亡災害又は重大災害があった場合は推薦しないものとする。												

表彰の種類	表彰の種別	表彰規程の概要	表彰の基準	取り扱い要領(支部)
功 勞 賞	個人	功勞賞は、永年に亘り、建設業に関する安全衛生運動に尽くし、わが国の安全衛生水準の向上発展に功績があった個人に対する表彰とする。	①10年以上にわたり建設業に関する安全衛生運動に尽くし、わが国の安全衛生水準の向上発展に著しい功勞があった者 ②支部長表彰による功勞賞等を受賞した者  (いずれかに該当する者)	①支部功勞賞を受けている者を優先するものとする。 ②当面、旧表彰規程に基づく本部功績を受けた者を優先するものとする。
功 績 賞	委員会等 委員長	功績賞は、建設業に関する安全衛生活動を活発に実践し、地域又は関係事業場の安全衛生水準の向上に功績のあった個人に対する表彰とする。	①5年以上支部委員会委員等として、委員会等運営を通じて、安全衛生活動を活発に実践した者であって、地域又は関係事業場の安全衛生水準の向上に功績した者 ②支部長表彰による功勞賞・功績賞等を受賞した者 (いずれかに該当する者)	①支部功績賞及び功勞賞を受けている者を優先するものとする。
	安全衛生推進者		①5年以上にわたり所属事業場の工事現場等において、安全衛生関係の業務に従事した者であって、当該事業場の安全衛生水準の向上に貢献した者	
功 績 賞	所長	功績賞は、建設業に関する安全衛生活動を活発に実践し、地域又は関係事業場の安全衛生水準の向上に功績のあった個人に対する表彰とする。	①工事現場の所長として経歴が5年以上の者であって、工事現場の安全衛生水準の向上に貢献した者 ②所長として管理した工事現場(優良賞の対象を含む)において、過去3年以上無災害(休業4日以上)であること	①安全衛生教育体系に基づく実施要領により、統括安全衛生責任者教育を修了して、 <b>5年以上の者から</b> 推薦するものとする。 ②支部表彰を受けている者を優先する。
	職長		①作業の実務について作業員を直接指揮監督に当たる者 ②工事現場の職長としての経歴が10年以上の者であって、工事現場の安全衛生水準の向上に貢献した者 ③本人の担当した工事現場において、過去3年以上無災害(休業4日以上)であること (すべてに該当する者)	
善 行 賞		作業現場における異常事態の発生に際し、適切な措置により人命を救助した者等に対する表彰とする。	①作業現場における異常事態の発生に際し、作業従事者が、本来の職責を帯びない立場において、適切な措置により人命を救助した者又はグループ	

- 第 8 条 この表彰は支部長が推薦した者を安全衛生表彰委員会の諮問を経て、会長が審査のうえ行う。ただし、安全栄誉賞の対象者は本部が選定する。
- 第 9 条 会長は、特に必要と認める場合には、前条に定める以外のものを安全衛生表彰委員会の諮問を経て表彰することができる。
- 第 10 条 建設業における労働災害防止に貢献したことにより、内閣総理大臣又は、厚生労働大臣が表彰した者に対しては、この規程による表彰は行わない。
- 第 11 条 前条に掲げる受賞者に対しては、当該年度において会長が顕彰する。
- 第 12 条 この規程による表彰の基準は、別に定める。

**取り扱い基準** 個人賞について

- ①会費を納入している会員企業に所属する者に限ること。
- ②経験年数は、4月1日現在とする。
- ③経験年数の長い者を優先し、経験年数に中断があるときは前後を通算する。
- ④原則として、表彰時点で表彰区分に該当する業務に従事しているものであること。
- ⑤福岡県内にある店社に所属する個人に限るものとする。
- ⑥支部功勞賞まで受賞した者を推薦することが望ましい。(2019.04.24安全対策委員会にて委員共通認識である)

【理想的な流れ】 支部功績賞 → 支部功勞賞 → 本部功績賞 → 本部功勞賞